

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） | IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） |
| IV-5 指定親会社グループについて | IV-5 指定親会社グループについて |
| IV-5-3 自己資本の充実 | IV-5-3 自己資本の充実 |
| IV-5-3-1 最終指定親会社における自己資本の適切性・十分性 | IV-5-3-1 最終指定親会社における自己資本の適切性・十分性 |
| IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価 | IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価 |
| (1)～(4) (略) | (1)～(4) (略) |
| (5) 最終指定親会社については、自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準の補完的指標であって、過度なレバレッジの積み上がりを抑制するための簡素かつ非リスクベースの指標である連結レバレッジ比率（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（以下「連結レバレッジ比率告示」という。） <u>第2条第1項</u> に定める連結レバレッジ比率をいう。）について、 <u>連結レバレッジ比率告示に定める水準以上のTier1資本を保有することが求められる。</u> | (5) 最終指定親会社については、自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準の補完的指標であって、過度なレバレッジの積み上がりを抑制するための簡素かつ非リスクベースの指標である連結レバレッジ比率（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（以下「連結レバレッジ比率告示」という。） <u>第2条</u> に定める連結レバレッジ比率をいう。）について、 <u>連結レバレッジ比率告示に定める水準以上のTier1資本を保有することが求められる。</u> |

| 改正後 | 現行 |
|-----|---|
| | <p><u>連結レバレッジ比率告示第2条ただし書の規定に基づき、日本銀行が、金融機関の日本銀行に対する預け金の額に大きな変動を生じせしめる金融政策を実施するような例外的なマクロ経済環境下においては、日本銀行が行う金融政策との調和を図るため、連結レバレッジ比率の分母となる総エクスポージャーの額から日本銀行に対する預け金の額を除外しつつ、最低所要比率の見直しを行うこととし、当該比率については金融庁長官が別に指定する。なお、見直し後の最低所要比率については、マクロ経済環境等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。</u></p> |